

令和7年度香川県家畜人工授精師養成講習会開催要領

香川県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和62年香川県規則第21号）第2条第1項の規定により、下記のとおり講習会を開催する。

記

1 家畜の種類

牛

2 講習会の種類

家畜体内受精卵移植に関する講習会

3 開催時期

(1) 学 科：令和7年8月20日(水)～8月29日(金)午前

実 習：令和7年8月29日(金)午後～9月16日(火)

※但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 修業試験：令和7年9月17日(水)

4 開催場所

(1) 学 科： 香川県木田郡三木町 香川県畜産試験場

実 習： 香川県木田郡三木町 香川県畜産試験場

(2) 修業試験： 香川県木田郡三木町 香川県畜産試験場

5 講習科目及び講習時間

別表第1のとおり

6 受講資格

牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者で、免許取得後、香川県内で体内受精卵移植業務に従事しようとする者とする。

7 定員

10名程度

※受講希望者が定員を上回った場合、別紙受講者選考基準により受講者を決定します。応募状況により受付期間内であっても、受講できない場合があるため、受講申し込み前に必ず香川県農政水産部畜産課生産流通グループ（087-832-3427）までお問い合わせください。

8 受講申込方法

(1) 窓口持参、郵送の場合

家畜人工授精師養成講習会受講申込書(第1号様式)に、講習会手数料に相当する香川県証紙を貼付し、次の書類を添えて、令和7年6月20日(金)までに香川県農政水産部畜産課に提出すること。

(2) 香川県電子申請・届出システムの場合

令和7年6月20日(金)までに、「香川県電子申請・届出システム」から、家畜人工授精師養成講習会の受講申込をすること。

下記のURLまたはQRコードより申し込み可能です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5088



(3) 提出書類

ア. 家畜人工授精師養成講習会受講申込書(第1号様式)

イ. 履歴書(第2号様式)

ウ. 牛についての家畜人工授精に関する講習会修業試験合格証明書の写し
又は家畜人工授精師免許証の写し

エ. 家畜人工授精師養成講習会テキスト購入希望調査票

※講習会では、一般社団法人家畜改良事業団及び一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト 家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編」を使用するので、購入希望の有無を記載すること。

オ. 家畜人工授精師養成講習会受講等免除申請書(第5号様式)

カ. 学科目取得証明書(第6号様式)

※家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第24条の2に規定する大学において受講免除科目を修めた者等にあつては、別表第2を参考に、免除申請書等を提出すること。

必須書類：ア、イ、ウ、エ

該当者のみ：オ、カ

9 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を本人に通知する。

10 修業試験

家畜体内受精卵移植に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的とし、筆記、実地(口述)により実施する。

受験資格：

1. 学科受講時間は、別表第1の(一)に掲げる科目を通じて39時間(受講免除者にあつては、その免除科目を除き80%)以上受講していること。
2. 実習受講時間は、別表第1の(二)に掲げる科目を通じて61時間以上受講していること。

こと。

合格基準：

修業試験の合格基準は、100 点満点で全科目（実習を含む）平均 60 点以上とする。ただし、50 点未満の科目が 2 以上ある場合、又は 40 点以下の科目がある場合は不合格とする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、「香川県家畜人工授精師養成講習会規則」（昭和 62 年規則第 21 号）、「家畜改良増殖法」（昭和 25 年法律第 209 号）、「家畜改良増殖法施行規則」（昭和 25 年農林省令第 96 号）、並びに「家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の運営について」（平成 4 年 11 月 19 日 4 畜 A 第 2651 号農林水産省畜産局長通達）の規定によるものとする。

別表第 1

家畜人工授精に関する講習会の講習科目及び講習時間

科		目	受講時間	備考
(一) 学科	専門科目	体内受精卵移植概論	8	
		受精卵の生理及び形態	1 6	
		体内受精卵の処理	1 6	
		受精卵の移植	8	
小計			4 8	
(二) 実習		体内受精卵の処理	5 0	
		受精卵の移植	2 6	
小計			7 6	
合計			1 2 4	

別表第2

家畜人工授精師養成講習会に係る受講の免除について

講習会の種類別の免除対象者及び免除科目一覧(家畜改良増殖法施行規則第24条の2)
体内受精卵移植に関する講習会

科 目			受講時間	大学等で特定科目等を修めた者 (※)
(一) 学科	専 門 科 目	体内受精卵移植概論	8	○
		受精卵の生理及び形態	1 6	○
		体内受精卵の処理	1 6	
		受精卵の移植	8	
小 計(受講時間)			4 8	
(二) 実習		体内受精卵の処理	5 0	
		受精卵の移植	2 6	
小 計(受講時間)			7 6	
合 計(受講時間)			1 2 4	

※受講申込があった時点で免除規定に照らして通知する。

別紙

受講者選考基準

香川県における家畜改良増殖を促進し、畜産の振興を図ることを目的として、家畜体内受精卵移植を行う家畜人工授精師を養成するため、家畜体内受精卵移植に関する講習会受講者の選考基準を以下のとおり定める。

優先順 第1

資格取得後、県内で家畜体内受精卵移植を「業務」として行う見込みの高い者。

優先順 第2

県内で現在家畜（牛）を飼養し、資格取得後、主に「自己」の飼養する家畜に家畜体内受精卵移植を行う見込みの高い者。

優先順 第3

上記以外で、畜産課長が特に必要と認めた者。